

議案第58号

守口市立図書館条例の一部を改正する条例案

守口市立図書館条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立図書館条例の一部を改正する条例

守口市立図書館条例（令和元年守口市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(<u>駐車場の利用</u>)</p> <p>第8条 図書館の駐車場を利用する者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第9条から第17条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p>	<p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(<u>駐車場等の利用</u>)</p> <p>第8条 図書館の駐車場及び自転車駐車場を利用する者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 自転車駐車場の利用の許可は、自転車駐車場を利用する者が自転車及び原動機付自転車を係留装置に自ら固定し、当該自転車及び原動機付自転車を退場させるときに、当該係留装置の金銭投入口に使用料を入金することにより、許可に代えるものとする。</u></p> <p>第9条から第17条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p>

区分	使用料
駐車場	略

備考 略

区分	使用料						
駐車場	略						
自転車 駐車場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1日1回150円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>1日1回200円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	自転車	使用料		1日1回150円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)	原動機付自転車	1日1回200円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)
自転車	使用料						
	1日1回150円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)						
原動機付自転車	1日1回200円(1回当たりの自転車駐車場の利用時間が2時間を超える場合に限る。)						

備考 略

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。